

こころ医療福祉専門学校壱岐校 運営規程

平成29年4月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、こころ医療福祉専門学校壱岐校の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育課程編成委員会)

第2条 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。)にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努めなければならない。

(学校関係者評価委員会)

第3条 実践的かつ専門的な職業教育にかかる活動等を評価し、改善・支援等を行うことにより、学生等が、関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育を享受できるよう学校運営の改善と、専修学校教育の発展を目指した学校評価を行う。

(学務調整会議)

第4条 学科間の共通理解を必要とする学務教務、および学校行事全般に関する包括的協議を行い、方針を定め、校長が決済する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (一)

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。